



福岡県医発第 1703 号（地）

令和 2 年 9 月 15 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について」の一部訂正について

今般、令和 2 年 9 月 15 日付け福岡県医発第 1700 号（地）にてご連絡しておりました令和 2 年 8 月 31 日付け保医発 0831 第 1 号「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」の通知内容の一部訂正について、日本医師会を通じて厚生労働省保険局医療課より事務連絡がありましたのでお知らせ致します。

つきましては、今般発出された通知による改正内容について、貴会会員への周方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

(保203)

令和 2 年 9 月 10 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎
(公印省略)

「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について」の一部訂正について

下記の通知について、厚生労働省保険局医療課より一部訂正の事務連絡がありましたので、お知らせ致します。

今回の訂正は、令和 2 年 8 月 31 日付け保医発 0831 第 1 号「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」の内容の訂正になります。

つきましては、今回の訂正内容に関して、貴会会員に周知下さるようお願い申し上げます。

(添付資料)

「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」の一部訂正について（令 2. 9. 1 厚生労働省保険局医療課）

事務連絡
令和 2 年 9 月 1 日

地方厚生（支）局医療課 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部) 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)	}	御中
---	---	----

厚生労働省保険局医療課

「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について」の一部訂正について

令和 2 年 8 月 31 日付け保医発 0831 第 1 号における「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」につきまして、別添のとおり一部訂正がありましたので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等へ周知願います。

記

- ・ 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（令和 2 年 8 月 31 日付保医発 0831 第 1 号）

(別添)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」

(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号) の一部改正について

- 4 別添 1 の第 2 章第 10 部第 1 節第 3 款 K 1 5 4 - 4 (1) 中の「本態性振戦に対し、」を「本態性振戦及びパーキンソン病の患者に対し、振戦症状の緩和を目的として、視床を標的とした」に (2) を (3) とし、「振戦の診断や治療に関して、」を「振戦及びパーキンソン病の診断や治療に関して、」に改め、 (1) の次に次を加える。

(2) 薬物療法で十分に効果が得られないパーキンソン病の患者であって、脳深部刺激術が不適用の患者に対し、運動症状の緩和を目的として、淡蒼球を標的とした M R ガイド下集束超音波治療器による機能的定位脳手術を行った場合に、患者 1 人につき 1 回に限り算定する。